

川西市市民無料相談会 2月

今年に入り二度目の行政書士会阪神支部による、川西市市民無料相談会が2月10日に行われました。

この相談会は川西市に在住・在勤の方を対象に相談を行うものです。普段の生活の中で不安に思っておられることを、何でも結構ですので御相談下さい。必ずや何かしらのお役にたてるものと自負しております。

コラム お役に立ちたい！

2月に入り一年で最も寒い時期に成りました。この時期は火を使うことも多く、空気も乾燥しているため、火の用心が最も大切な時期です。

近年、消防法が改訂され個人の住宅にも火災報知器の設置が義務づけられました。新築住宅では建設時に、既存の住宅は現在は移行期間です。火災報知器の設置そのものは必要なことですが、これを悪用した訪問販売などの悪質商法が横行しています。

どうかこのような被害に遭われませんよう火の用心とあわせてお気をつけ下さい。

次回は3月10日、午後1時より午後4時まで川西市役所で行っております。なお、御相談には事前のご予約が必要となりますので、

川西市役所参画協働・相談課 **TEL072-740-1105**

に御連絡頂き、行政書士の無料相談を希望する旨をお伝え下さい。なお、相談は川西市に在住・在勤の方に限られております。御理解頂きますようお願いいたします。

